

愛媛県国民健康保険運営協議会傍聴要領

愛媛県国民健康保険運営協議会
〔平成 29 年 7 月 13 日制定〕
〔平成 31 年 2 月 日改正〕

1 傍聴の申込み

傍聴を希望する者は、会議開催日の 2 日前（閉庁日を除く）の 17 時までに、傍聴を希望する会議名（愛媛県国民健康保険運営協議会）、住所、氏名、連絡先（電話番号又は F A X 番号）を愛媛県国民健康保険運営協議会事務局（愛媛県保健福祉部社会福祉医療局~~保健福祉課~~医療保険室課）まで申し出なければならない。

2 申込みの受付

傍聴申込みの受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

3 傍聴受付の連絡

事務局は、会議開催日の前日（閉庁日を除く）の 15 時までに、傍聴人に傍聴可能であることを連絡する。

4 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は 5 人とする。ただし、会場の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

5 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守ることをとする。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

6 会議の秩序の維持

会長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。